

## 第 25 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 6 年 3 月 7 日 (木) 午後 2 時 00 分～
  2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
  3. 出席委員 **【農業委員】**  
2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵、7 番 橋田美和  
8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、10 番 垣谷征志、11 番 酒井幸男  
12 番 福留康弘、13 番 ハジィフ泉  
**【推進委員】**  
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、4 番 宮川建作  
6 番 尾崎澄、7 番 西村二男
  4. 欠席委員 **【農業委員】** 1 番 小谷健児、5 番 濱口佳史、6 番 金子俊博  
**【推進委員】** 5 番 小橋誠一
  5. 議事日程
    - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
    - (2) 各議案の審議  
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (2 件)  
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可申) について (1 件)  
議案第 3 号 非農地証明について (1 件進法第 18 条第 1 項の規定による農  
用地利用集積計画の決定について)  
その他の討議・報告事項について
- その他

議長 それでは、早速議事に入ります。  
今日、欠席者、4名おりまして、〇〇くん、〇〇くん、〇〇くん、〇〇さんが欠席でございまして、〇〇さんのほうがちょっと遅れるということですが、後で来るということですので。今日の議事録署名人は、〇〇さんと、〇〇さんをお願いしたいと思います。  
それじゃ、議事に入りたいと思います。  
議案第1号、農地法第3条許可申請で2件出てきております。  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請で2件でてきております。1番からいきます。譲渡人が、〇〇の〇〇さんで、譲受人が、の〇〇さんです。  
申請地としましては、〇〇の〇〇です。  
地目は畑となっており、面積は3.94㎡となっております。  
こちらの申請地につきましては、許可が、あり次第、売買が行われる予定となっております。  
2ページからが、地図等となっております。  
2ページが航空写真となっております。  
地図のほうがちょっと、古いため、国道が出ておりませんが、〇〇と〇〇の前が国道が通っているところとなり、国道と大方郵便局の間にあるところの、3.94㎡の土地となっております。  
3ページが拡大図となっております。  
申請地につきましては、赤枠で囲った部分になります。  
4ページが、公図となっております。  
かなり小さいですが、真ん中に赤く囲っている部分です。  
5ページが、現況の写真となっております。  
道路の前が、〇〇で、一部地権者の方が、〇〇という形で話があり、今回今、町のほうも間に入りながらこの部分の土地を一部町、〇〇で確保しているという状況となります。  
今回の申請地は、現況写真で赤枠で囲っているあたりとなります。  
6ページが、調査書になります。  
第1号の1番として、譲渡人が、〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。  
それぞれ、1号から6号まで、該当はありません。  
1号の全部の効率利用につきましては、譲受人〇〇をされている方であり、今後も営農する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者はご本人で、所有機械としましては、トラクター作業用軽自動車となっております。  
2号と3号は適用がありません。  
4号は農作業の常時従事ということで、本人は、年間200日の作業の従事日数となっております。

ります。

5号につきましては該当はありません。

6号の地域調和につきましては、所有権移転後も同じく季節の野菜を耕作する予定ということで、周辺農地への影響はないものと見込まれます。

事務局のほうからは以上となります。

議長 今、事務局のほうから説明がありました。担当委員さんのほうで補足説明。  
はい、はいどうぞ。

〇〇委員 はい。  
今事務局のほうから説明があったとおりになんですけど、5ページの航空写真をみてもらいたいんですけど、この赤線で囲んだ枠のところが、該当のところで特別面積が少ない、3.94㎡と少ないんで、どうしてかと思っていたら、やっぱり〇〇のために、道路側が全部、買収になったと、そして、ここの赤線のところが残ってしまったと。形の悪い狭いところが残ったので、〇〇ということで、〇〇されるような予定になったということらしいです。  
ほいで、その道路のところはね赤枠で囲んだところの〇〇があると思います。赤い点が二つ見えるんでしょうかね、ここへね赤い杭がたっちょってね。  
ここまで道路になる予定みたいです。  
ここ広がるために、形の悪いところを、〇〇するような予定と、いうことらしいんですけど。以上です。

議長 はい。  
今、担当委員さんのほうから説明がありましたが。何か、この分につきまして、質疑あり

〇〇委員 まだこれから〇〇をこれからするという、すでに手前のほうは、これから〇〇のほうに向けても、広く道を広げるといことですか。

事務局 そうですね一部広げると聞いてます。

〇〇委員 黄色杭いうたら大分、この赤い線までかかるような、コースに見えるけど。

〇〇委員 これね、赤い枠で囲っているところは、もうちょっと細いらしいです実際は。三角みたいな形でいうになってるらしい。

議長 そしたらここは道路にはかからんということ。

〇〇委員　　ここの〇〇のところはね。残っている。  
うん。  
売手のほうはですね、その〇〇あるでしょう。その右側のほうを土地持っているらしいです。  
一緒にひつついたような土地らしいです。  
うん。  
そして四角の残ったとこだけ本人が持つとって、この赤線の形の悪い、飛び出たように、のこるらしいです。  
この赤線のところは。もうここ持つとってもしようがないんで、隣の人が欲しいということとで〇〇となったようです。

議長　　何かほかにありませんか。  
僅かな土地やし、置いておいてもね。ないですかね。  
はい、ないようでしたら、承認を受けたいと思います。  
3条許可申請の1番について承認される方の挙手をお願いします。  
はい、挙手全員です。  
つづきまして、3条許可申請の2番事務局のほうから説明をお願いします。

事務局　　また1ページの表の番号2番をお願いいたします。  
譲渡人がお二人で〇〇の〇〇さんと、〇〇さんになります。  
持分は半分ずつという形です。  
譲受人は、〇〇である、〇〇になります。  
申請地につきましては、〇〇の畑で面積は652㎡となっております。  
所有権許可あり次第、〇〇をする予定となっております。  
7ページからが地図等となっております。  
まず7ページが航空写真と位置図となります。  
右側の真ん中あたりに〇〇があり、そこから近くとなります。  
8ページは拡大図です。  
9ページは、公図となっております。  
10ページが現況写真となっております。  
草が生えていますが、今後草を取り除いて、耕作をするということです。11ページが調査書となっております。読み上げさせていただきます。譲受人が〇〇さん。譲渡人が〇〇さんと〇〇さんとなっております。  
1号から6号までにつきましては該当はありません。  
1号の全部効率利用につきましては、譲受人は〇〇になります。  
今後営農する状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業従事者としては〇〇で、所有機械としては、ユンボ3台、トラクター3台トラック5台という形です。それから2号3号につきましては、適用はありません。

4号は、農作業の常時従事につきまして、年間、〇〇として〇〇が年間200日の農作業に従事する予定となっております。

5号につきましては該当はありません。

6号の地域調和としては所有権移転後も、柑橘を栽培するため、周辺農地へおの影響はないと思われまます。

事務局のほうからは以上でございます。

議長 はい。

今、事務局のほうからの説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いいたします。

〇〇委員 現地みたのですが、1ページ見てもらいましたら、この写真のように草が生えておりましたが、すでにユンボで片づけて、すぐにでも植え付けができる状況に進んでいました。特には異常ないです。以上です。

議長 はい。

これ〇〇です。

8ページの写真では、ハウスが建っていますが、〇〇が〇〇のハウスでして、手前のこの真ん中の赤字のところは現在もハウスありませんで、その手前もこの間、利用権の設定でた〇〇さんの土地で、この二つはもうハウスはありません。

草が生えたところ、〇〇の〇〇さんがユンボで整地をしています。〇〇さんに貸してくれ言うから、もうよう作らんでこうしてくれんかということになりました。

そしたら3条やねと話をしました。周辺農地もないので影響ないことないろうかと話をしています。作ってくれるのはいいけど、周辺に迷惑をかけんようにしてくださいと話しました。問題はないかとおもいます。

私のほうからは以上です。

何か、この件につきまして、質疑質問ないですか。

ないですかね。はい。

それでは、3条許可申請の2番につきまして、承認を受けたいと思います。

承認されます方挙手願います。

はい、挙手全員です。

2番についても、承認されました。

議長 議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に

ついて、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。

当日資料のほうを、御手元をお願いいたします。

議案第2号と書かれている部分で、1ページ、2ページが、今回出されている、ものの整理表となっております。

なお、左側の整理ナンバー5の108から117までが、相対一対一の契約の分となっております。

下の5の118から125までが中間管理を間で挟んだ、契約となっております。

先に、上の、相対の分、整理No.5の108からいかせていただきます。

貸付人が〇〇の〇〇さんで、すみません。108から112までがですね、同じ方が借りることになっておりますので、一括でいきます。

それから、うちは108につきましては、番地が〇〇で、面積は821㎡となっております。

10アール当たりの貸賃は〇〇です、三つ目が、貸付人が、〇〇の〇〇さんで、〇〇の〇〇で、面積は716㎡で、10アール当たりも、〇〇です。

3筆目が〇〇の〇〇さんで、土地は、〇〇、面積が1248㎡。

10アール当たり〇〇となっております。

111、〇〇の〇〇さん、土地は、〇〇で、面積は459㎡で、〇〇によるもので、〇〇はありません。

5筆目が、112で、〇〇の〇〇さんで、土地が〇〇の〇〇、面積は437㎡で、こちらも〇〇で、〇〇はありません。

いずれも作物はパラペーニョという、とうがらしみたいなもので、ちょっと見てもらったものを、栽培をするということで、全て農用地区域となっており、設定につきましては新規の設定となっております。

それからこの113番のほうに移ります。

しかし、貸付人が、〇〇の〇〇さん、借受人が、〇〇の〇〇さんで、土地としましては〇〇の〇〇で、面積が3602㎡、作物は露地生姜で10アール当たりの貸賃は〇〇となっております新規の契約です。

それから、この114番から116番まで三筆が同じ方です。

貸付人が、〇〇の〇〇さんで、借受人は〇〇の〇〇さんです。

一つ目としましては〇〇、面積が1560㎡で、10アール当たり〇〇、二つ目が〇〇で、面積733㎡で10アール当たり〇〇、三つ目が〇〇で、面積970㎡で、10アール当たり〇〇です。

作物につきましては、いずれも水稻で、再設定の契約になります。

相対の最後の2ページの1番上です。

5の117です。

貸付人が〇〇の〇〇さんで、借受人が、〇〇の〇〇さんです。

土地は〇〇の、〇〇です。

面積は 1576 m<sup>2</sup>で、作物はミョウガを予定しており、10 アール当たりの貸付けは〇〇の賃貸借契約となっており、設定は再設定となっております。

以上です。

議長 個人同士の利用権ですが、この件につきまして何か質疑、質問ありませんか。

〇〇委員 最初の人ですが、途中まで〇〇の賃借になっしょうが、後の2件は〇〇になっしょうかと、経営面積について、これはハウスの分やろうか。

議長 これは、ハウスではなく、露地やないろうか。

〇〇委員 面積があれやけん、畦の部分のをのけての面積やろうか。

議長 いや、これはちがいますよ、これは生姜なので。  
外国人の方がつくる、ハラペーニョというのは、それほどはないと思うがやけど。一番広いところで 1248 m<sup>2</sup>。けど、この3千いくらの面積の分については、いままでもずっとつくりよったところで、生姜やなしに経営面積のところ、面積と同じ数字にならんとおかしいと思って。

事務局 今回新規なので、この5筆分を足して全部で 3681 m<sup>2</sup>としております。

〇〇委員 その内の経営面積は 3244 m<sup>2</sup>ということ。

事務局 いえ、ここは経営面積の設定前で右側が経営面積設定後の面積をかいております。ですので上から足していっております。

議長 初めの方やね。たしかオーストラリア出身とかいったと思います。  
場所はおそらく〇〇やないろうかと思いますが。  
作物も初めてのものになります。  
それから、借賃〇〇については、地主がもうよう作らんけん、作ってくれというがで話がされているとのこと。  
いいですかね。ほかに何かありませんかね。なければ、利用権の設定につきまして、大方5の108から大方5の117までの承認をもらいたいと思います。  
承認される方の挙手をお願いします。

はい、挙手多数です。個人同士の利用権につきましては承認されました。  
つづきまして、5の118から5の125まで事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 はい、中間管理に〇〇が入る分で、2ページ整理表の5の118から5の125の8筆になります。

1番上の118が、貸付人が、〇〇の〇〇さん、〇〇の〇〇、面積は1119㎡です。

10アール当たり〇〇の〇〇。

もう一筆、同じ〇〇さんで、〇〇、面積が382㎡で、いずれも果樹で畑、貸賃〇〇で新規の設定となっております。

5の120番が、貸付人が〇〇さんです。

土地が、〇〇で、面積547㎡で、果樹で、10アール当たりの貸賃は〇〇という〇〇で、新規の設定です。

下のほうの121と122です。

2筆〇〇の〇〇さんです。

出口801番、面積が1247㎡で、10アール当たりの貸賃が〇〇、もう1つが〇〇で、面積が968㎡で、同じく果樹を予定されております。

設定は新規となっております。

5の123番で、貸付人が〇〇の〇〇さんです。

土地は、〇〇の〇〇で、面積は494㎡、作物は果樹、10アール当たりは〇〇の賃貸借権で、新規の設定です。

5の124番。

〇〇の〇〇さんです。土地は〇〇で、面積は208㎡で、果樹で、10アール当たりが〇〇の賃貸借です。

新規の設定です。

最後の5の125番が、貸付人が〇〇の〇〇さんです。

土地が、〇〇の〇〇で、面積は505㎡です。

作物は同じく果樹で、10アール当たりの貸賃は〇〇の賃貸借となっております。新規の設定となっております。

これで、〇〇を経由して、〇〇へ利用権の設定をする見込みとなっております。

事務局のほうからは以上です。

議長 今、事務局のほうから説明がありました。この件につきまして何かありませんか。

〇〇委員 〇〇とか〇〇の場所がわからないのですが、農地パトロールをするときに上がっていくと放棄地がいっぱいありますわね。そのあたりも入っているのでしょうか。

〇〇委員 地図をみてもらったら、〇〇とあるのですが、〇〇の前の花のある、〇〇のときにそこに行こうかいいよったあたりかと思います。

〇〇委員 今やっていますね。植えています。

〇〇委員 あのあたりを分けたら、こんな感じやないかと思います。番地も隣合わせやし。この辺やないろうかと思います。

〇〇委員 では、私たちがパトロールに行った所とはちがうところですね。

議長 パトロールでは、そのあたりにはいかないですが、〇〇が作ってくれています。春に植えるがやないろうかね。

議長 ほかに何か気が付いたところとかないですかね。〇〇はしっかり作ってくれると思いますので問題はないかと思いますが。いいですかね。

はい、それでは承認を受けたいと思います。承認されます方の挙手をお願いします。

はい、挙手全員です。大方5の118から5の125まで利用権の設定につきましては承認されました。

(午後2時39分終了)